

堺税務署における申告相談・総合窓口業務及び 下京税務署における総合窓口業務の一時中断のお知らせ

- 3月4日（水）、堺税務署の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。
- 当該職員は、基本的に税務署の内部事務に従事していました。2月13日（木）午後、19日（水）午前中は税務署の総合窓口において、納税者に接する機会がありましたが、確定申告会場での業務には、従事していませんでした。2月26日（水）以降は自宅療養のため税務署の勤務はありません。

【堺税務署における申告相談・総合窓口業務の一時中断】

- 堺税務署においては、当該職員が従事した区画の消毒は、保健所の立ち合いの下、既に完了しています。また、念のため、総合窓口業務を一時中断し、納税者の方がお越しになる区画を中心に消毒を広範に行うこととしています。税務署での勤務スペースとは別フロアに設けられている確定申告会場についても、念のため、広範に消毒を行うこととしています。なお、保健所が行う感染経路や濃厚接触者の特定のための所定の調査に協力してまいります。
- 総合窓口・申告相談会場につきましては、上記の消毒・清掃作業を了し、濃厚接触者の特定を終えた上で、可能な限り早期に再開を目指していくこととしています。
なお、具体的な再開時期等につきましては、確定次第、国税庁ホームページにおいて公表する予定です。
- 総合窓口業務・申告相談会場が再開するまでの間、庁舎内1階ロビーに臨時の窓口を設ける予定ですが、堺税務署管内の納税者の皆様におかれましては、申告相談会場の再開後、改めての来署をご検討いただくか、スマートフォン等によるe-Taxなど、確定申告会場に出向かなくても自宅等から申告を行う方法などをご検討いただくようお願いいたします。

【下京税務署における総合窓口業務の一時中断】

- 当該職員の配偶者が下京税務署に勤務しています。下京税務署においても念のため消毒を行い、その間、総合窓口業務を一時中断することとしております。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長しておりますので、後日、状況が落ち着いてからの来署をご検討下さい。

- また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日（火）まで申告することが可能です。
（還付申告の例）
 - ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等